

## 広島工業大学専門学校卒業認定・専門士授与の方針 (ディプロマポリシー：DP)

職業実践専門課程として認定された教育課程表に定められている専門的かつ実践的な授業や実習・演習を履修し、学則に定める所定の単位を修得するとともに、目標とする各種資格の学習を修め、習得した専門の知識・技術に基づく実践力と人間力を身に付けた者に対して卒業を認定し、専門士の称号を授与する。

### 広島工業大学専門学校学則（抜粋）

#### （卒業）

第 29 条 本校生徒で、所定の修業年限以上在学し、別表 I に定める授業科目を履修のうえ、次の単位を修得した者については、校長が卒業を認定する。

(1) 修業年限 3 年の生徒については、合計 141 単位以上 (2,816 時間以上)

(2) 修業年限 2 年の生徒については、合計 94 単位以上 (学科により、1,824～2,400 時間以上)

(3) 修業年限 1 年の生徒については、合計 47 単位以上 (1,000 時間以上)  
ただし、建築士専攻科は、合計 48 単位以上 (960 時間以上)

2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 本校設置の課程のうち修業年限が 2 年以上の学科を修了した者には、その課程の専門士の称号を授与する。

(1) 工業専門課程を修了した者には、専門士〔工業専門課程〕

(2) 文化・教養専門課程を修了した者には、専門士〔文化・教養専門課程〕

4 校長は、専攻科を修了した者に対して、修了証書を授与する。